

## 茨木市農業者活動支援給付金交付要綱

### (目的)

第1 この要綱は、世界的な穀物需要の増加や円安、輸送料の上昇等の影響による肥料価格高騰により影響を受ける市内農業者を支援することを目的とし、茨木市農業者活動支援給付金を交付するに当たり、必要な事項を定めるものとする。

### (給付対象者)

第2 給付の対象となる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。ただし、販売のみを行う事業者を除く。

- (1) 本市に耕作している農地があり、本市が認定した国版認定農業者
- (2) 本市に耕作している農地があり、本市が受付した大阪版認定農業者
- (3) 本市が認定した認定新規就農者
- (4) 本市で耕作している準農家
- (5) 地域農家

### (給付額)

第3 給付額は、次の各号に掲げる給付金の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- (1) 第2第1号若しくは第2号に該当する者又は第3号に該当する者に交付する給付金 次のアからカまでに掲げる売上金額（令和5年1月1日から同年12月31日までの農作物の売上金額（以下「売上金額」という。））の区分に応じ、当該アからカまでに定める額。

ア 売上金額が500,000円未満の場合 10,000円

イ 売上金額が500,000円以上1,000,000円未満の場合 12,000円

ウ 売上金額が1,000,000円以上3,000,000円未満の場合 30,000円

エ 売上金額が3,000,000円以上5,000,000円未満の場合 60,000円

オ 売上金額が5,000,000円以上10,000,000円未満の場合 120,000円

カ 売上金額が10,000,000円以上 300,000円

- (2) 第2第4号又は5号に該当する者に交付する給付金 10,000円。

### (給付金の申請)

第4 第3第1号、第2号及び第3号に掲げる給付金の支給を受けようとする者は、茨木市農業者活動支援給付金交付申請書兼請求書(様式第1号)に、市長が必要と認める書類を添えて指定された期日までに市長に提出しなければならない。

### (交付の決定及び給付金の支払)

第5 市長は、第5の規定による申請があったときは、その内容を審査し、適正であると認めるものについて、交付を決定するものとする。

2 給付金の決定通知は、指定された金融機関の口座への振り込みをもって代えるものとする。

(立入検査)

第6 市長は、給付金の執行の適正を期し、給付事業の円滑な推進を図るため、その職員に、事務所等に立ち入り、事業の状況若しくは帳簿、書類等を検査させ、又は関係者に質問若しくは必要な指示をさせることができる。

(給付の取消し等)

第7 市長は、給付金の交付を受けるものあるいは受けたものが次の各号のいずれかに該当するときは、給付金を交付せず、若しくは減額し、又は全部若しくは一部を返還させることができる。

- (1) この要綱に違反したとき。
- (2) 虚偽その他不正な行為により給付を受け、又は受けようとしたとき。
- (3) 当該事業支出額が予算額に比べて減少したとき。
- (4) その他市長が不相当と認めたとき。

附 則

この要綱は、令和4年9月30日から実施する。

附 則

この要綱は、令和5年9月4日から実施する。

附 則

この要綱は、令和7年2月25日から実施する。

様式第1号(第4関係)

年 月 日

(申請先) 茨木市長

住 所  
氏 名  
連絡先

茨木市農業者活動支援給付金交付申請書兼請求書

茨木市農業者活動支援給付金交付要綱第4の規定により、関係書類を添えて下記のとおり申請し、及び請求します。

交付申請兼請求額 円

(添付書類)

1. 国及び大阪版認定農業者、認定新規就農者
  - ①令和5年確定申告書の写し、及び青色申告決算書、又は収支内訳書（白色申告）の写し  
※税務署等の収受印があることが必須
  - ②振込先口座の通帳のオモテ面及び通帳を開いた1・2ページ目の写し
2. 本市で耕作している準農家、地域農家
  - ①本人確認書類（運転免許証、パスポート等）の写し
  - ②振込先口座の通帳のオモテ面及び通帳を開いた1・2ページ目の写し